

令和 7 年度 入札・契約制度の変更点

更新日 令和 7 年 4 月 1 日

- 昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、随意契約が可能とする基準額の引き上げを目的とし、地方自治法施行令の一部が改正されました。

これに伴い、本市でも関係例規の改正を行い、随意契約可能基準額を引き上げました。なお、引き上げの適用は、令和 7 年 4 月 1 日以降に発注する案件から対象となります。

契約の種類	基準額
1 工事又は製造の請負	200 万円
2 財産の買入れ	150 万円
3 物件の借入れ	80 万円
4 財産の売払い	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

- 建設業の働き方改革により建設工事における週休 2 日の取得を推進するため、令和 6 年度より当初から必要経費を補正した積算（発注者指定型）での発注を原則としています。

令和 7 年度も昨年度と同様に、香川県週休 2 日工事实施要領（建築一式は営繕編）を準用した取り扱いとしますので、達成が確認できない場合は減額変更の対象となります。

詳しくは各監督職員にご確認ください。

- 公共工事標準請負契約約款及び香川県工事請負契約約款の一部改正に併せ、観音寺市工事請負契約約款の一部を改正しました。

令和 7 年 4 月 1 日以降に本市と契約締結する建設工事については、改正後の約款をご利用ください。

- 建設工事の競争入札の際に提出を求めている工事費内訳書について、様式の一部を変更（日付欄削除）しました。令和 7 年度以降の競争入札の際は、新様式をご利用ください。

なお、旧様式（日付欄有り）を使用し、提出された場合でも可としますが、日付が未記入の場合や、入札書提出期間以外の日付を記入した場合などは、提出された工事費内訳書及び入札書は無効となりますのでご注意ください。

- 令和6年度から発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務は、「かがわ電子入札システム」による電子入札にて執行しています。

令和7年度以降については、観音寺市電子入札運用基準11(1)のアからウまでのいずれかに該当しない限り、当初から紙による入札参加は原則認めませんのでご注意ください。

- 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は改正されませんでしたので、本市では令和4年3月に改正された率を引き続き適用します。

政府契約の支払防止等に関する法律

(令和7年4月1日から年2.5パーセント)